

I 退職手当等の概要

1 退職手当

(1) 適用範囲

退職手当は、福島県職員の退職手当に関する条例又は福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例に基づき、県費負担の常勤職員で勤続期間(職員としての引き続いた在職期間)が6月以上(死亡、傷病退職の場合は1日以上)ある方が退職したとき、本人(死亡の場合は遺族)に対し県から支給されます。

ただし、退職後引き続いて国や他の地方公共団体の職員になり勤続期間が通算される場合や、懲戒免職処分を受けた場合などには原則として支給されません。

また、再任用職員として勤続後退職したときは、その再任用期間の退職手当は支給されません。

(2) 退職手当の計算

$$\text{退職手当額} = \text{基本額(退職時の給料月額} \times \text{支給率)} + \text{退職手当の調整額} \\ (= \text{新条例等退職手当額})$$

ア 退職時の給料月額

退職手当額の計算に用いる給料月額は、退職時点で発令されている給料表上の給料月額です。(教職調整手当と給料の調整額を含む)

※ 給料月額は、平成18年4月1日付けの給料の切替に伴う経過措置は考慮しません。

勸奨退職者の退職時給料月額の特例

以下の3つの要件を全て満たした者が、その事情によらない、いわば公務運営上やむを得ない理由により、規則に則り退職した場合、次の特例給料月額を退職時の給料月額とします。

- ・勤続期間が25年以上あること
- ・定年年齢から10年を減じた年齢以上であること
- ・定年退職日から1年前までに退職すること

特例給料月額

$$= \text{退職時の給料月額} \times \{1 + (2\% \times \text{定年年齢と退職日の年齢との差に相当する年数})\}$$

※ 参考例は、6ページの《例5》のとおり。

イ 支給率

支給率は、退職事由と勤続期間によって決まります。(3ページの(表1)参照)
勤続期間の計算は、「職員として引き続いた在職期間」で、在職期間の計算は「月」
単位で行い、「職員となった日」の属する月から「退職した日」の属する月までの
年月数です。

また、勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てます。

<p><例1></p> <p>S61.5.1 S62.4.1 R6.3.31</p> <p>← 37年11月 →</p> <p>講師 教諭 退職</p> <p>勤続期間 37年11月 → 37年とする。</p>	<p>在職期間 37年11月の場合、勤続期間 は37年 常勤講師等から引き続いて教諭等に採用 された場合も通算されます。</p>
---	--

- 休職等で勤務しなかった期間がある場合、在職期間から除算します。
ただし、現実に職務に従事した日がある月は除きます。

(ア) **3分の1** に相当する期間を除算する場合

- a 育児休業の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日までの期間に
限る)
- b 育児短時間勤務

(イ) **2分の1** に相当する期間を除算する場合

- a 地方公務員法第28条第2項の規定による休職期間(公務上の場合を除く)
- b 地方公務員法第29条の規定による停職期間(懲戒処分による停職)
- c 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間
- d 育児休業の期間(上記(ア) aを除いた期間)

(ウ) **全期間** を在職期間から除算する場合

- a 職員団体の専従休職の期間(昭和43年12月14日以降の地方公務員法第
55条の2の規定による休職期間)
- b 自己啓発等休業の期間
- c 配偶者同行休業の期間(平成26年7月4日施行)

<p><例2></p> <p>S61.5.1 H5.7.5 H7.9.4 R6.3.31</p> <p>休職期間 2年2月</p>	<p>全在職期間：37年11月 休職期間：2年2月 (上記(イ) aの休職)</p> <p>勤続期間：36年 37年11月 - (2年2月 × 1 / 2) = 36年10月</p>
--	---

- 国又は他の地方公共団体の職員から、「引き続いて」本県職員になった場合は在職
期間は通算されます。

ただし、東京都の在職期間は通算されません。

<p><例3></p> <p>A B</p> <p>国 - 引き続いて → 県</p>	<p>勤続期間 = A + B</p> <p>Aの期間で退職手当が支給されてい るときは通算されません。</p>
--	--

(表1)退職手当支給区分・支給割合(整理退職・公務上傷病・公務上死亡・公署移転は省略)

※1 改正前:平成18年3月31日以前 ※2 改正後:平成18年4月1日以降

勤続期間	自己都合		勤続期間	定年等		勤続期間	公務外傷病	
	改正前 (※1)	改正後 (※2)		定年 勸奨 任期満了 通勤傷病 公務外死亡			改正前 (※1)	改正後 (※2)
				改正前 (※1)	改正後 (※2)			
1	0.502200	0.502200	1	0.837000	0.837000	1	0.837000	0.837000
2	1.004400	1.004400	2	1.674000	1.674000	2	1.674000	1.674000
3	1.506600	1.506600	3	2.511000	2.511000	3	2.511000	2.511000
4	2.008800	2.008800	4	3.348000	3.348000	4	3.348000	3.348000
5	2.511000	2.511000	5	4.185000	4.185000	5	4.185000	4.185000
6	3.013200	3.013200	6	5.022000	5.022000	6	5.022000	5.022000
7	3.515400	3.515400	7	5.859000	5.859000	7	5.859000	5.859000
8	4.017600	4.017600	8	6.696000	6.696000	8	6.696000	6.696000
9	4.519800	4.519800	9	7.533000	7.533000	9	7.533000	7.533000
10	5.022000	5.022000	10	8.370000	8.370000	10	8.370000	8.370000
11	5.524200	5.524200	11	9.207000	11.613375	11	9.207000	9.207000
12	6.026400	6.026400	12	10.044000	12.764250	12	10.044000	10.044000
13	6.528600	6.528600	13	10.881000	13.915125	13	10.881000	10.881000
14	7.030800	7.030800	14	11.718000	15.066000	14	11.718000	11.718000
15	7.533000	7.533000	15	12.555000	16.216875	15	12.555000	12.555000
16	8.035200	8.035200	16	13.392000	17.367750	16	13.392000	14.312700
17	8.537400	8.537400	17	14.229000	18.518625	17	14.229000	15.651900
18	9.039600	9.039600	18	15.066000	19.669500	18	15.066000	16.991100
19	9.541800	9.541800	19	15.903000	20.820375	19	15.903000	18.330300
20	10.044000	10.044000	20	16.740000	21.971250	20	16.740000	19.669500
21	10.546200	10.546200	21	17.577000	23.122125	21	17.577000	21.008700
22	11.048400	11.048400	22	18.414000	24.273000	22	18.414000	22.347900
23	11.550600	11.550600	23	19.251000	25.423875	23	19.251000	23.687100
24	12.052800	12.052800	24	20.088000	26.574750	24	20.088000	25.026300
25	12.555000	12.555000	25	20.925000	27.725625	25	20.925000	26.365500
26	13.057200	13.057200	26	21.762000	28.876500	26	21.762000	27.704700
27	13.559400	13.559400	27	22.599000	30.027375	27	22.599000	29.043900
28	14.061600	14.061600	28	23.436000	31.178250	28	23.436000	30.383100
29	14.563800	14.563800	29	24.273000	32.329125	29	24.273000	31.722300
30	15.066000	15.066000	30	25.110000	33.480000	30	25.110000	33.061500
31	15.568200	15.568200	31	25.947000	34.630875	31	25.947000	34.400700
32	16.070400	16.070400	32	26.784000	35.781750	32	26.784000	35.739900
33	16.572600	16.572600	33	27.621000	36.932625	33	27.621000	37.079100
34	17.074800	17.074800	34	28.458000	38.083500	34	28.458000	38.418300
35	17.577000	17.577000	35	29.295000	39.234375	35	29.295000	39.757500
36	18.079200	18.079200	36	30.132000	40.385250	36	30.132000	41.096700
37	18.581400	18.581400	37	30.969000	41.536125	37	30.969000	42.435900
38	19.083600	19.083600	38	31.806000	42.687000	38	31.806000	43.775100
39	19.585800	19.585800	39	32.643000	43.837875	39	32.643000	45.114300
40	20.088000	20.088000	40	33.480000	44.988750	40	33.480000	46.453500
41	20.590200	20.590200	41	34.317000	46.139625	41	34.317000	47.792700
42	21.092400	21.092400	42	35.154000	47.290500	42	35.154000	49.131900
43	21.594600	21.594600	43	35.991000	48.441375	43	35.991000	50.471100
44	22.096800	22.096800	44	36.828000	49.592250	44	36.828000	51.810300
45	22.599000	22.599000	45	37.665000	50.743125	45	37.665000	53.149500

ウ 退職手当の調整額

退職手当の調整額とは、在職期間の職責貢献に応じた加算額です。

加算方法は、平成8年4月1日以降の在職期間の各月に、5ページの「退職手当の調整額適用表」における給料表ごとの職員の区分及び当該職員の適用区分に応じた調整月額を当てはめ、その月額の高い方から60月分の合計額を「退職手当の調整額」として「基本額」に加算します。

《例4》退職手当の調整額の計算

教諭（大学4卒）の場合			月数	年月	校長の場合		
職務段階別 加算割合	経 験 年月数	区分			職務段階別 加算割合	経 験 年月数	区分
10%	37.11	6号	1	R6.3	20%		3号
10%	37.10	6号	2	R6.2	20%		3号
10%	37.09	6号	3	R6.1	20%		3号
⋮					⋮		
10%	37.00	6号	12	R5.4	20%		3号
10%	36.11	6号	13	R4.3	15%	3種	4号
10%	36.10	6号	14	R4.2	15%	3種	4号
⋮					⋮		
10%	33.01	7号	59	R元.5	15%	4種	4号
10%	33.00	7号	60	H31.4	15%	4種	4号
10%	36.10	7号	61	H31.3	15%	5種	5号

教諭の場合

6号 36月×32,500円＝ 1,170,000円
 7号 24月×27,100円＝ 650,400円
 合計 60月 1,820,400円

校長の場合

3号 12月×59,550円＝ 714,600円
 4号 48月×54,150円＝ 2,599,200円
 合計 60月 3,313,800円

経験年数とは、「初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則」により定められた年月数のことで、学歴又は前歴等を考慮して定められたものです。

勤続期間が9年以下の自己都合退職の場合は、調整額は加算されません。

勤続期間が10～24年以下の自己都合退職又は勤続期間が4年以下の退職（自己都合退職以外）は、調整額の半額が加算されます。

(表2) 退職手当の調整額適用表

調整額		行政職		教育職		研究職		医療職(二)		技能労務職							
		H18.4.1		級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	H18.4.1							
		以前	以後							以前			以後			H25.4.1以降	
区分	調整月額	級	号給	適用範囲	級	号給	適用範囲	級	号給	適用範囲	級	号給	適用範囲	級	適用範囲		
第1号	70,400		10														
第2号	65,000	11	9														
第3号	59,550	10	8	4	職務段階加算20%	5	特別調整額20%(2種)										
第4号	54,150	9	7	4	職務段階加算15% かつ、特別調整額14%以上 (3種又は4種)	5	特別調整額16%(3種)										
第5号	43,300	8	6	4	上記以外の者	5	上記以外の者	7									
				3	職務段階加算15%			6									
第6号	32,500	7	5	3	上記以外の者	4		5	特別調整額12%(5種)以上								
				特2	経験年数26年以上(大学4卒)												
				2	職務段階加算10% かつ、経験年数35年以上(大学4卒)												
第7号	27,100	6	4	特2	上記以外の者	3		5	上記以外の者	3	9号給以上	3	33号給以上	5			
				2	職務段階加算10% (経験年数26年以上35年未満(大学4卒))												
第8号	21,700	5	3	2	職務段階加算5% (経験年数9年以上26年未満(大学4卒))	2	-	4		3		3	8号給以下	3	32号給以下	4	
		4	職務段階加算5% (経験年数14年以上(大学4卒))	2	-	2	-	2	4号給以上6号給以下	2	17号給以上52号給以下	2	53号給以上	3	当該号給の在職期間120月超		
		1	1	1	職務段階加算5% (経験年数14年以上(大学4卒))	1	-	2	-	1	14号給以上	1	当該号給の在職期間120月超	1	57号給以上	3	当該号給の在職期間120月超
第9号	0	3	2	2	上記以外の者	2	上記以外の者	2	上記以外の者	2	4号給以上6号給以下	2	上記以外の者	2	17号給以上52号給以下	3	上記以外の者
		1	1	1	1	1	1	1	4号給以上6号給以下	1	57号給以上	1	56号給以下	2	上記以外の者		
											14号給以上					1	

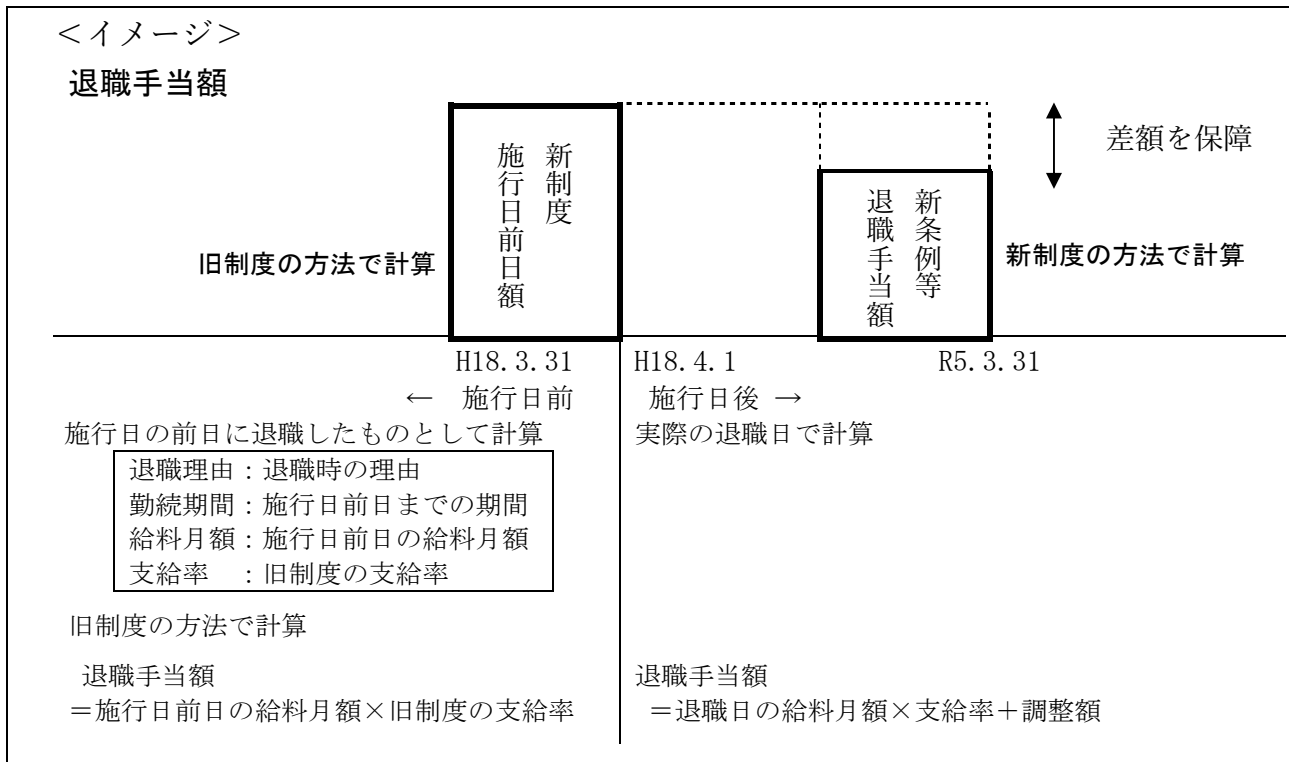
経験年数は、大学4卒を基準とし、短大2卒の場合は基準の経験年数に2年加え、高校卒の場合は4年加える。

(3) 平成 18 年 4 月 1 日改正に伴う経過措置

施行日(平成 18 年 4 月 1 日)前日額の保障

1 ページの(2)で算定した退職手当額が、仮に施行日の前日(平成 18 年 3 月 31 日)に同じ退職理由で退職したと仮定した場合の額より低くなる場合は、新制度施行日前日額を保障します。

新制度施行日前日額 > 新条例等退職手当額 → **新制度施行日前日額を保障**
 (H18.3.31 時点の給料月額) × (H18.3.31 までの期間に対応する支給率)



育児休業期間の除算

新条例等退職手当額の計算にあつては、子が 1 歳に達する日までの育児休業に係る期間の 1 / 3 に相当する期間を除算しますが、新制度施行日前日額にあつては、旧制度で計算するため、1 / 2 に相当する期間を除算します。

育児休業期間 (1 歳まで) の除算

- 新条例等退職手当額 → 1 / 3 除算
- 新制度施行日前日額 → 1 / 2 除算

(4) 定年引上げに伴う退職手当の基本額の計算方法の特例

定年年齢は、令和5年4月から2年に1歳ずつ定年を引き上げ(令和5年4月の定年年齢は原則61歳)、令和13年4月に65歳となります。

年度	定年年齢
令和4年度まで	60歳
令和5年度～6年度	61歳
令和7年度～8年度	62歳
令和9年度～10年度	63歳
令和11年度～12年度	64歳
令和13年度以降	65歳

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定されます。

職員が60歳に達した日後の最初の4月1日(特定日)以後、7割水準の給料月額となる場合、退職手当の基本額の計算方法の特例(いわゆる「ピーク時特例」)が適用されます。

〔例〕小中学校 教諭(大卒22歳採用者)が満61歳の3月31日に退職した場合

モデル号給

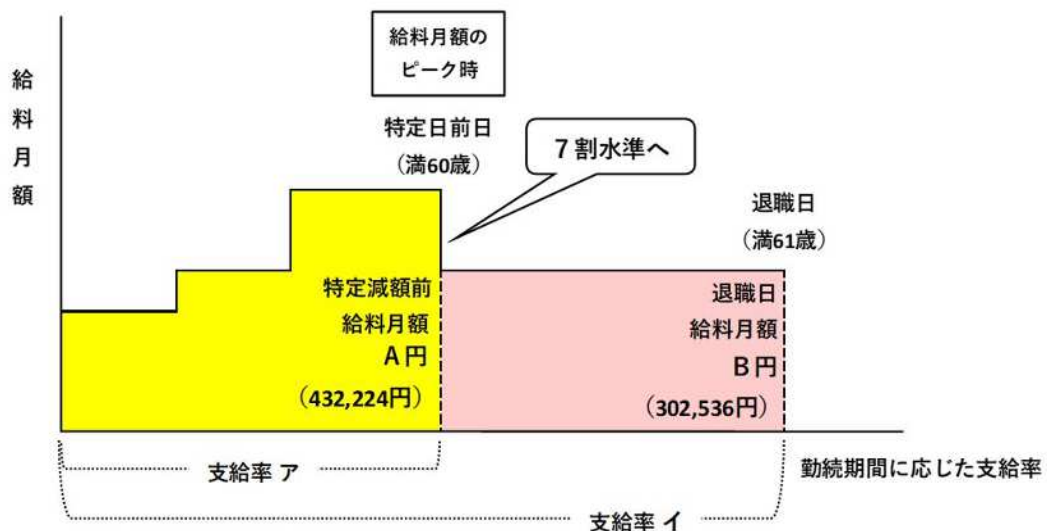
特定日前日の給料月額 A 432,224円 …小中教育職2級161号給

勤続期間：38年、支給率：ア 47.709 退職事由 = 定年退職

退職日の給料月額 B 302,536円 …小中教育職2級161号給の7割水準

勤続期間：39年、支給率：イ 47.709 退職事由 = 定年退職

$$\begin{aligned} \text{基本額} &= A \times \text{ア} + B \times (\text{イ} - \text{ア}) \\ &= 432,224 \text{円} \times 47.709 + 302,536 \text{円} \times (47.709 - 47.709) = 20,620,974 \text{円} \end{aligned}$$



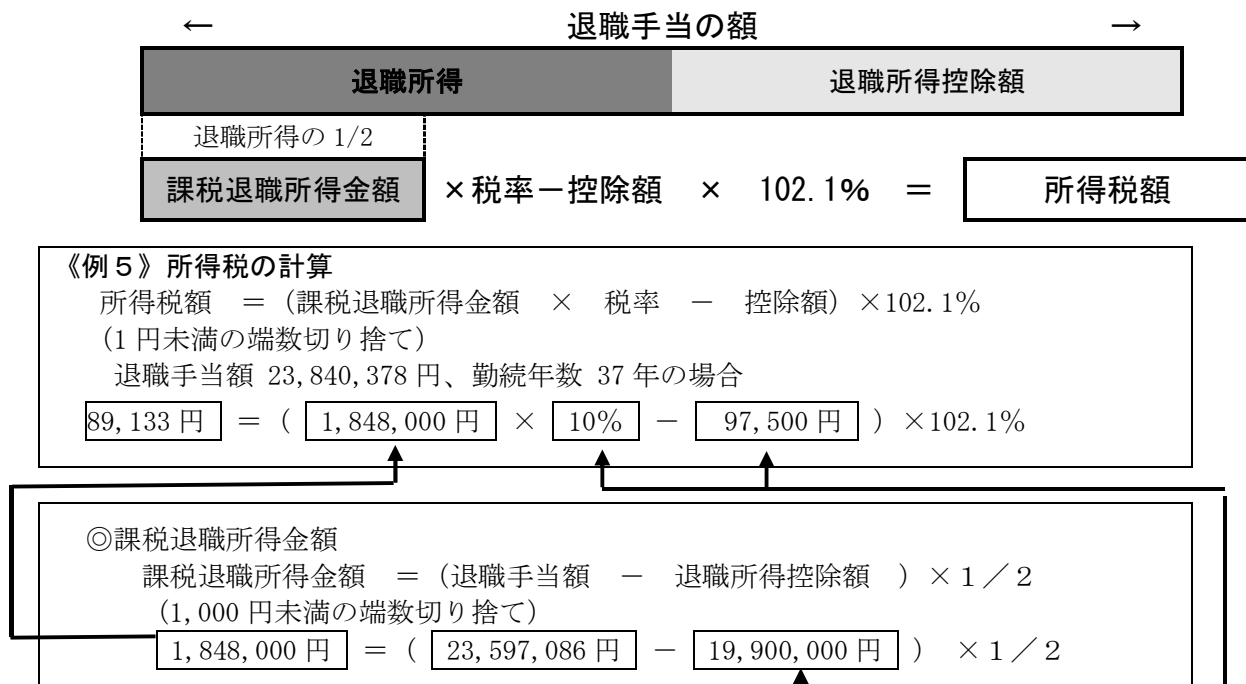
支給率ア及び支給率イについて、勤続期間「35年」以上は一定のまま変わらない。

(5) 退職手当からの控除

ア 所得税(復興特別所得税を含む)

退職手当は他の所得と区別して所得税が課税され、退職手当から源泉徴収されます。税額は、退職手当額から(表3)退職所得控除額を控除した残額の1/2に相当する課税退職所得金額に応じ、(表4)の税率を乗じて求めます。退職手当額が退職所得控除額に満たない場合は、徴収税額はありません。

平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得から、所得税と所得税の2.1%相当額を復興特別所得税として徴収します。



(表3) 退職所得控除額表 (一般退職の場合)

勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)
10年以下省略		18	720	26	1,220	34	1,780
11	440	19	760	27	1,290	35	1,850
12	480	20	800	28	1,360	36	1,920
13	520	21	870	29	1,430	37	1,990
14	560	22	940	30	1,500	38	2,060
15	600	23	1,010	31	1,570	39	2,130
16	640	24	1,080	32	1,640	40	2,200
17	680	25	1,150	33	1,710	41	

※ 41年以上は1年につき70万円を加算します。

※ 所得税法上の勤続年数は1年未満の端数は切り上げます。

また、専従休職期間を除いてその他の休職等期間は控除しません。

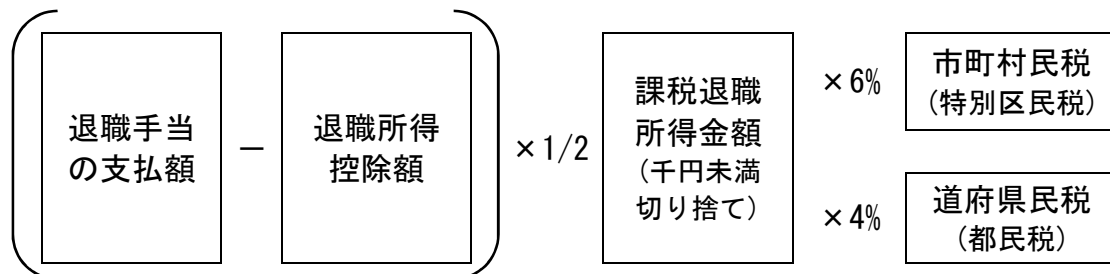
(表4) 所得税率・控除額対応表

課税退職所得金額	税率	控除額
1,950,000円以下	5%	—
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超	40%	2,796,000円

イ 住民税(市町村民税及び県民税)

所得税の場合と同様に、退職手当額から退職所得控除額を差引いた後の金額に1/2を乗じた額が課税退職所得金額になります。税率は、市町村民税(特別区民税)は6%、道府県民税(都民税)は4%となっており、それぞれの税率に基づいて住民税の額を計算します。

なお、税額の100円未満の端数は、それぞれ切り捨てます。



《例6》住民税の計算例

市町村民税(税率6%)

$$\begin{aligned} \text{市町村民税} &= \text{課税退職所得金額} \times 6\% \\ 86,400 \text{円} &= 1,441,000 \text{円} \times 6\% \text{ (100円未満の端数切り捨て)} \end{aligned}$$

県民税(税率4%)

$$\begin{aligned} \text{県民税} &= \text{課税退職所得金額} \times 4\% \\ 57,600 \text{円} &= 1,441,000 \text{円} \times 4\% \text{ (100円未満の端数切り捨て)} \end{aligned}$$

ウ 給与所得に対する住民税の特別徴収分の残額

給与所得に係る住民税は、6月から翌年の5月までに12回に分けて給与から控除して市区町村に納入されますが、年度末に退職した場合は、4月・5月分を退職手当から一括して控除されます。

[MEMO] 住民税の納税方法

令和5年分の住民税 (特別徴収)

令和5年6月～令和6年3月は、毎月の給与から控除されます。
令和6年4・5月分は、退職手当から控除されます。

令和6年分の住民税 (普通徴収)

令和6年6月からは、お住いの市区町村から送付される納税通知書により、各自で納付します。

また、令和6年分の住民税は、在職中(令和5年)の給与所得に対して課税されますので、税額は現職の時と同程度の額が予想されます。

エ 共済組合、互助会の貸付金の償還(地方公務員共済組合及び福島県職員共助会を含む)

退職時に、共済組合や互助会等貸付金の未償還元利金があるときは、退職手当から償還します。償還手続きは、すべて福利課が行います。

(5) 退職手当の受給に関する提出書類

提出書類	備考
ア 退職手当の受給申出書	
イ 退職所得の受給に関する申告書	障害退職の場合は、身体障害者手帳又は精神保健福祉手帳の写しを添付
ウ 振込み口座がわかるもの	預金通帳の写しなど
エ 履歴書	A4版・長辺綴じ印刷、長辺の左側を糊付けし、奥書証明を付したもの
【平成14年4月1日以降に育児休業を取得した方】 オ 育児休業に係る子の生年月日を確認できる書類	戸籍謄本、住民票、母子手帳、健康保険証等の写し
【高齢者部分休業を取得したことがある方】 カ 高齢者部分休業期間を確認できる書類	高齢者部分休業に係る申請書、承認書、出勤簿等の写し
【公務災害による休職等期間がある方】 キ 公務災害認定通知書の写し	
【フルタイム会計年度任用職員の期間がある方】 ク 任用期間に係る出勤簿の写し	

(6) 退職手当額の計算例

- 1 基本情報
昭和39年10月1日生（退職時年齢60歳）
- 2 勤続期間
昭和61年5月1日～昭和62年3月31日 講師
昭和62年4月1日～令和6年3月31日 小学校教諭
平成2年9月25日～平成4年12月4日 休職 2年2月
36年11月－(2年2月×1/2)＝35年10月（1年未満の端数切捨て） 35年
- 3 退職時の給料月額
・小中学校教育職2級161号給 432,224円（教職調整額を含む）
特例給料月額 432,224円
- 4 支給率
退職事由＝定年(60後定年前退職)
3ページの(表1)支給割合(改正後)から 勤続年数35年 47.709
- 5 退職手当の基本額
退職時の給料月額×支給率＝440,868.48円×47.709＝ 21,033,394円
(円未満切捨て)
- 6 退職手当の調整額
経験年数 36年11月（経験年数＝在職期間と仮定）
最終学歴 大学4年
6号区分 23月
7号区分 37月
32,500円×23月＋27,100円×37月＝ 1,750,200円
- 7 新条例等退職手当額
退職手当の基本額＋退職手当の調整額
21,033,394円＋1,750,200円＝ 21,297,291円

御自身の勤続期間や給料月額等の情報を基に、自分で上記(6)の簡易計算ができるExcel試算シートも御活用ください。詳しくは、福利課ホームページを御覧ください。
福利課ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70015a/>

退職手当 Q&A

質問	回答
<p>1 フルタイム会計年度任用職員は、どのような要件を満たすと退職手当の支給対象職員になるのか。</p>	<p>次の要件を全て満たす場合に退職手当の支給対象職員となります。</p> <p>① 常勤職員と同様の勤務時間により勤務することとされていること</p> <p>② 雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、①の勤務時間以上勤務した日(休暇等は含むが、欠勤や時間外勤務等は含まない)が18日(1月間の勤務日が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数の差に相当する日数を減じた日数(以下「職員みなし日数」という。))以上ある月が引き続いて6月を超えること</p> <p>③ 引き続いて6月を超えるに至った日以後、引き続き当該雇用関係と同一の雇用条件により勤務することとされていること(7月目においては、引き続き同一の雇用条件により勤務した日が1日以上必要)</p> <p>※ フルタイム会計年度任用職員が退職した場合において、当該者が退職の日又はその翌日に同一任命権者に再びフルタイム会計年度任用職員として採用されたときは、雇用関係が事実上継続していると認められ、その在職期間の計算は、引き続いて在職したものとして取り扱います。</p> <p>※ 常勤職員と同様の勤務時間以上勤務した日が1月において職員みなし日数に満たないことが客観的に明らかとなった場合には、退職手当上はその日をもって退職したものとして取り扱います。(任用上の退職ではありません。)</p>
<p>2 退職手当の勤続期間には、非常勤講師の期間は含まれないのか。</p>	<p>福島県職員の退職手当に関する条例又は福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例により、「常時勤務に服すことを要する者」と規定されていますので、非常勤講師の期間は含まれません。</p> <p>なお、常勤講師の期間は、引き続いて教諭等に採用された場合に通算されます。(2ページの《例1》参照)</p>
<p>3 年度末に退職するが、退職手当の受取方法はどうか。</p>	<p>退職手当の受給申出書に記載した受領方法によります。口座振替を希望した場合は、指定の口座に振り込まれます。</p>
<p>4 退職手当を分割して振り込んでもらえるか。</p>	<p>分割して振り込むことはできません。</p>

質問	回答
5 退職手当から税金は控除されるのか。	<p>退職手当は、所得税と住民税(市町村民税及び県民税)が源泉徴収されます。</p> <p>また、給与所得に対する住民税の特別徴収分の残額が一括して源泉徴収されます。</p>
6 退職手当から控除される所得税の額を知りたい。	<p>所得税の計算方法は、8ページの《例6》のとおりです。</p>
7 退職手当から控除される住民税の額を知りたい。	<p>1 退職手当に対する住民税(市町村民税及び県民税)計算方法は、9ページの《例7》のとおりです。</p> <p>2 給与所得に対する住民税の特別徴収分の残額 給与所得に係る住民税は、6月から翌年5月までの12回に分けて給与から控除することとされています。 年度末退職の場合、4月・5月分が退職手当から一括徴収されます。 金額は、毎月の給与から控除されている住民税の2か月分です。</p>
8 共済組合貸付金の未弁済金を退職手当から一括償還する場合、どのような手続きが必要か。	<p>償還手続きは、すべて福利課で行いますので、手続きは必要ありません。</p>
9 共済組合から住宅貸付を受けており、未償還金は退職手当から一括償還されることだが、「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」が提出できる期間がまだ残っている場合はどうすればよいか。	<p>一括償還により住宅貸付の借入残高がなくなるため、申告はできなくなります。詳しくは、最寄りの税務署に確認してください。</p>
10 退職手当について、確定申告を行う必要はあるか。	<p>「退職所得の受給に関する申告書」を提出しますので、原則として確定申告は必要ありません。ただし、医療費控除や寄附金控除の適用を受けるなどの理由で確定申告書を提出する場合は、確定申告書に退職所得の金額を記載する必要があります。</p>

質問	回答
<p>11 退職手当の源泉徴収票が見当たらない。再発行は可能か。</p>	<p>退職所得の源泉徴収票は、退職手当の支給通知書を同封して発送していますので御確認ください。見当たらない場合は、再発行依頼書を福利課へ提出してください。</p> <p>なお、再発行には時間を要する場合がありますので御了承ください。</p> <p>また、給与所得の源泉徴収票が見当たらない場合は、退職された所属にお問い合わせください。</p> <p>再発行依頼書の参考様式 福島県 > 組織でさがす > 福利課 > 各種様式のダウンロード > 源泉徴収票(退職所得)の再発行</p>
<p>12 定年引上げに伴う60歳以降の任用形態によって、退職手当の違いは生じるか。</p>	<p>個別のケースにより異なりますので一概にお答えできませんが、一般的に言えることとして、退職事由が「定年」、勤続期間が35年以上の場合は支給率が最高率と同じになりますので、退職手当の基本額は変わらないケースが多いと思われます。</p>
<p>13 自分も退職手当を計算したいので、自分の場合の計算方法を教えて欲しい。</p>	<p>御自身の情報を基に退職手当の簡易試算ができる Excel の試算シートを御活用ください。詳しくは、福利課ホームページを御覧ください。</p> <p>福利課ホームページ https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70015a/</p>